

# 千葉県最低賃金改正のお知らせ

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）及び、その使用者に適用される千葉県最低賃金（地域別最低賃金）が次のように改正されました。

平成23年10月1日から

時間額 748 円

（従来の744円から4円引上げ）

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

- ・この最低賃金額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は含まれません。
- ・月給制・日給制の場合は、時間額に換算して比較します。
- ・最低賃金は、原則として県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められております。
- ・「千葉県最低賃金」の他に業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。
- ・「千葉県最低賃金総合相談支援センター」で最低賃金引上げに伴う経営面と労働面の無料相談を受け付けておりますので、ご利用下さい（☎ 043-245-0277）

※最低賃金についての詳しいことは、

千葉労働局労働基準部賃金室（☎ 043-221-2328）か最寄の労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

■ お気軽にご利用下さい。

24 時間テレフォンサービス TEL : 043-221-4700

千葉労働局ホームページ

<http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/>

事業主（組合員）の皆さまへ

## 「中小企業を経営されている方へ」 （ウェブページ）を開設しました（厚生労働省）

～中小企業の経営者や人事労務担当者の方々には是非ご活用下さい～

厚生労働省では、中小企業の経営者や人事労務担当者向けに、雇用・労働関係の助成金をはじめとする支援策や、労働法・社会保険制度の概要を分かりやすく整理したウェブページ「中小企業を経営されている方へ」を開設しました。

### ◆URL

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouseisaku/chushoukigyou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/chushoukigyou/index.html)

### ◆「中小企業を経営されている方へ」の主な内容

#### ◎助成金等の支援策をお探しの方へ

- ・人を雇い入れたい・創業したい
- ・雇用を維持したい
- ・従業員の能力を高めたい
- ・職場環境を整備・改善したい
- ・従業員の再就職を支援したい

#### ◎基本的な労働法制度・社会保険等についてお調べの方へ

- ・採用・選考時のルール
- ・労働契約の終了に関するルール
- ・さまざまな雇用形態

#### ◎中小企業支援策全般をお調べの方へ（関係省庁・機関へのリンク）

自分の条件にあった支援策や、探している制度・助成金の名称が分からない場合でも探しやすい構成としています。分野別の政策（担当部局）ごとのウェブページとともに、情報検索にお役立てください。

## 【中小企業の組織化を！】市町村、商工会議所、商工会の皆様へ

中小企業者の皆様からのご相談に、

- ・「大口受注を開拓したい」
- ・「取引条件を改善したい」
- ・「新たな販路を広げたい」

また、創業をお考えの方々から、

- ・「仲間が持つ技術やノウハウを活かして新しいビジネスをはじめたい」
- ・「主婦が持つキャリアを活かして地域活動をはじめたい」

などのお声が寄せられましたら、本会へご連絡下さい。

中央会では、事業協同組合や企業組合の設立相談に無料で応じております。

◎相談窓口：千葉県中小企業団体中央会 設立相談室（Tel 043-306-3285）

◎中小企業組合制度ガイド：[http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai/guide/4\\_0.html](http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai/guide/4_0.html)